

障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

令和 8 年 8 月
新宮市（議会事務局）

新宮市では、障害者雇用促進法に基づき「障がい者活躍計画」を策定しています。
つきましては、障害者雇用促進法第 7 条の 3 第 6 項の規定により、同計画に基づく
取組の実施状況について、次のとおり公表します。

計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）
当該実施期間	令和 7 年 4 月～令和 8 年 7 月
目標に対する実績	議会事務局職員は、全員が市長部局からの出向者であり、かつ、障がい者を有する職員が在籍していないことから特段の取組実績はなかったが、市長部局等との連携を図り、障がい者の雇用と活躍の推進に関する職員の理解の促進に努めた。
取組内容の実施状況	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進の責任者として、議会事務局次長を「障害者雇用推進者」に選任した。 ○「障がい者雇用推進会議」に参画し、関係課及び関係機関との情報共有・意見交換を実施した。 ○小規模な機関であるため、独自の相談体制は整備せず、障害者雇用推進者を窓口とした市長部局との連携による相談体制を構築した。 ○市職員を対象とした「障害者差別解消条例」及び「障害特性と対応について」の両研修を全職員が受講し、障害を理由とした差別の解消等に関する知識を深めた。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障害により、従来の業務遂行が困難となった職員がいなかったため、職務の選定・創出の必要が生じなかった。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○環境整備や人事管理等に関する特段の配慮が必要となる職員の配属がなかったため、取組の必要が生じなかった。
4. その他	○障害者就労施設等への発注等が可能な業務が見当たらず、実績はなかったが、職場内において優先調達に関する認識を共有した。